

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	令和2年8月7日 午前9時30分頃 高山市下林町1236番地3先（市道下林下岡本線）		
	事故の概要	道路敷の樹木伐採作業において伐採樹木が道路側へ倒れ込んだことによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人身	物損（助手席側天井部等）	
	被害総額・市の過失割合	—	46,662円・100分の100	
	賠償金	—	46,662円	
	内訳	保険金	—	46,662円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和2年9月29日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和2年8月12日 午後3時頃 [Redacted]		
	事故の概要	後退した公用車による高圧洗浄機の破損事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人身	物損（操作レバー）	
	被害総額・市の過失割合	—	14,608円・100分の100	
	賠償金	—	14,608円	
	内訳	保険金	—	14,608円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和2年10月12日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	令和2年8月3日 午前0時30分頃 高山市上宝町本郷652番地（高山市立北稜中学校敷地内）		
	事故の概要	敷地内側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（右メインフロアパネル等）	
	被害総額・市の過失割合	—	221,837円・100分の100	
	賠償金	—	221,837円	
	内訳	保険金	—	221,837円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和2年10月13日 地方自治法第180条第1項			
4	発生時期・場所	令和2年10月3日 午後2時10分頃 高山市朝日町西洞1628番地468先（市道西洞線）		
	事故の概要	道路上にできた陥没穴による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（右フロントタイヤ等）	
	被害総額・市の過失割合	—	189,233円・100分の30	
	賠償金	—	56,770円	
	内訳	保険金	—	56,770円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和2年11月18日 地方自治法第180条第1項			